

ＪＩＣＡ環境社会配慮助言委員会 第 20 回全体会合

2012 年 1 月 13 日（金）15:30～18:30

ＪＩＣＡ本部 2 階 229 会議室

議事次第

1. 開会

2. エチオピア「ジャラル溪谷及びシェベレ川流域水資源開発計画策定・緊急給水プロジェクト」の「緊急時の措置」の取り扱い

3. 案件説明（カテゴリ分類の変更）

(1) ベトナム ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業

4. 案件概要説明済み等の WG スケジュール確認（別紙 1 参照）

(1) フィリピン CALAX スコーピング案（2 月 3 日（金））

(2) インドネシア ジャカルタ都市高速鉄道東西線（有償）DFR（2 月 10 日（金））

5. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

(1) バヌアツ ポートビラ港国際多目的埠頭整備事業 DFR（12 月 16 日（金））

(2) ベトナム ハノイ市ファッヴァン-カウゼー高速道路事業（PPP）DFR（12 月 26 日（月））

(3) エルサルバドル 幹線道路整備事業（有償）DFR（1 月 6 日（金））

6-1. 案件説明（検討状況に係る報告）

(1) インドネシア ジャカルタ都市高速鉄道（E/S）

6-2. 案件説明（環境レビュー段階における報告）

(1) インドネシア インドラマユ石炭火力発電所建設事業

(2) インドネシア ジャカルタ首都圏幹線道路事業

(3) バヌアツ ポートビラ港国際多目的埠頭整備事業

7. その他

8. 今後の会合スケジュール確認他

・次回全体会合（第 21 回）：2 月 6 日（月）15:00 から（於：JICA 本部）

9. 閉会

以上

JICA環境社会配慮ガイドライン上「緊急時の措置」を適用する案件の報告

JICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)1.8項の「緊急時の措置」に基づき、本事項を適用する案件につき、以下のとおり報告する。

1. エチオピア国「ジャラル溪谷及びシェベレ川流域水資源開発計画策定・緊急給水プロジェクト」

- (1) スキーム：開発計画調査型技術協力
- (2) 協力期間：2012年3月～2013年8月（予定）
- (3) カテゴリ分類：B
- (4) 実施する手続き：

本技術協力は、自然災害への緊急支援を目的としており緊急性が高いことから、詳細計画策定調査（JICA環境社会配慮ガイドライン3.4.2項の手続き）を省略する。本格調査においては必要な環境社会配慮手続きを行う。

- (5) 事業の目的：

エチオピア国ソマリ州において、ジャラル溪谷及びシェベレ川流域を対象とした給水計画を策定するとともに、パイロットプロジェクトにより、1) ジャラル溪谷給水システムの改善、2) ゴデ市¹給水システムのフィージビリティ・スタディ及び緊急給水、3) ソマリ州全域を対象とした緊急給水を実施する。

- (6) 背景：

元来、「アフリカの角」²と呼ばれる地域では降水量が少なく、干ばつや食糧危機が発生しやすい。特に 2010 年から 2011 年にかけての雨季にはほとんど降雨がなく、過去 60 年で最悪と形容される干ばつとなった。同地域に位置するエチオピア国ソマリ州でも同様に被害が深刻で、特に村落部では井戸枯れが発生したり、隣国ソマリアからの難民が押し寄せ、給水需要が急増したりしている。このような中、短期的には緊急給水が求められているが、今後も同様の干ばつが断続的に発生すると予想されるところ、効率的に水資源開発を進めていくための基礎データの収集や事業計画の策定及び行政における干ばつへの対応能力の強化も必要となっている。

以 上

¹ シェベレ川流域の主要都市

² 「アフリカの角 (Horn of Africa)」とは、インド洋と紅海に向かって“角”の様に突き出たアフリカ大陸東部の呼称で、エチオピア、エリトリア、ジブチ、ソマリア、ケニアの各国が含まれる。

ベトナム社会主義共和国

ロンアン省環境配慮型工業団地関連事業

海外投融資・融資事業

2012年1月 民間連携室

内容

1. 経緯

1. これまでの経緯
2. PPPFS調査との相違点

2. 事業説明（新規登録案件）

1. 事業対象地域図
2. 事業背景
3. 事業目的
4. 事業概要

これまでの経緯

2010年 12月 PPPFS「環境配慮型工業団地ユーティリティ
運営事業準備調査」開始

(株式会社ワールド・リンク・ジャパン、株式会社野村総合研究所)

2011年 2月 環境助言委員会WG (スコーピング案) 開催
(カテゴリ「A」案件として実施。)

5月 環境社会配慮助言委員会WG(最終報告書
案)開催 (カテゴリ「A」案件として実施。)

7月 PPPFS 終了

10月 企業Aから「環境配慮型工業団地関連事業」
への融資申請受領

11月 現地事業関係者との協議

12月 新規案件として審査準備開始

- 事業概要を確認の結果、申請事業と調査完了時の事業コンセプトが多くの部分で異なるため、新規案件として審査を行う方針を決定。
- 事業内容から、環境カテゴリ「B」案件と判断。

PPPFS調査との相違点

- 事業内容、事業対象、事業実施者が変更。
- 調査結果を参考としつつも、調査実施者とは別企業が、事業参画を前提に事業計画を作成し直し、融資申請を行っている。

	PPPFS時検討事業	新規融資申請対象事業
対象事業	■工業団地ユーティリティ事業：1事業 ・Thuan Dao II工業団地 一給電、廃水处理、配水、廃棄物保管 ■給水事業：1事業 ・Duc Hoa地区・Ben Luc地区（詳細未定） （給水量：200,000m³/day）	■工業団地ユーティリティ事業：2事業 ・Thuan Dao II工業団地 一給電、廃水处理 ・Phu An Thanh工業団地 一給電、廃水处理 ■給水事業：2事業 ・Duc Hoa 地区（2工業団地、水道公社） （給水量：48,000m³/day × 2） ・Ben Luc 地区（企業E開発地域、工業団地） （給水量：48,000m³/day × 2）
事業実施者	・企業C（工業団地） ・企業D（給水事業） 他未定	・企業A ・企業E ・企業C ・企業G ・公社A ・企業H ・企業I （給水事業に関しては、事業実施者・事業対象が変更）

PPPFS調査との相違点

- 廃水の水質に関する基準が設定され、関連契約内で入居企業の基準遵守の徹底を図る事業内容に確定。
- 事業のコンセプトが、「環境対策を直接行う事業」から、「環境配慮を徹底する工業団地への支援」に変更。

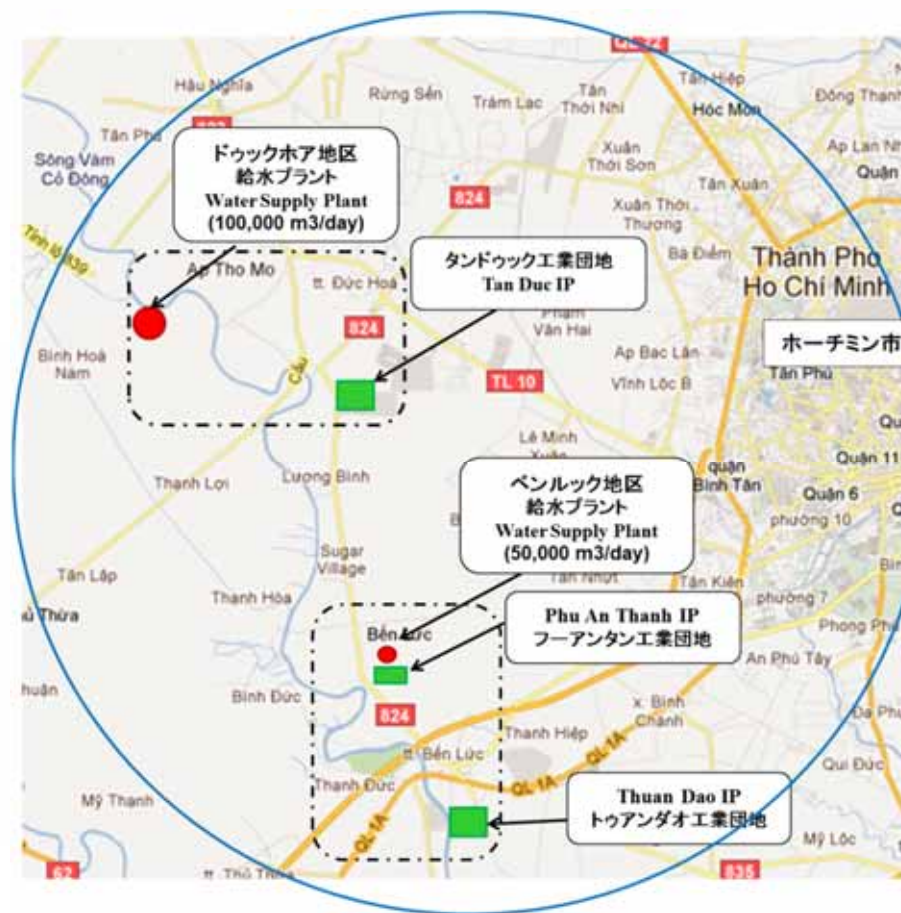
	PPPFS時検討事業	新規融資申請対象事業
工業団地 入居企業 排水基準	入居企業排水基準：越国「B基準」 工業団地排水基準：越国「A基準」 ※「A基準」：排水を生活飲料水の水源となる河川へ放流する場合の排水基準（「QCVN24:209/BTNMT」）。日本（環境省）が示す公共用水域に関わる一律排水基準と同等若しくはより厳しい基準。 ※「B基準」：排水を生活飲料水の水源以外への放流する場合の排水基準（同上）。	入居企業排水基準：越国「B基準」 但し、重金属類は「A基準」 ※入居企業は個別にEIAの作成・認可が義務付けられる。 ※基準違反の場合は、給水・給電を停止する旨を契約書内に規定することで遵守を担保。 工業団地排水基準：越国「A基準」
事業特性	工業団地が集中廃水処理施設（2次処理）を完備し、入居企業から「B基準」で排出される工業廃水（重金属類を含む）を一括処理することで、工業団地からの排水管理を行い、環境対策を図るもの。	工業団地が廃水処理施設を完備しつつ、入居企業からの排水基準は「B基準」とし、重金属類に関しては一次処理で「A基準」まで処理することを義務付け、他の関連契約と合わせて関連法規制を遵守する管理体制を敷くことで、環境対策を万全とし、入居企業側の操業リスクの低減や環境配慮企業としてのブランド向上に資することを目的とするもの。

事業対象地域図



ホーチミン市

ロンアン省



事業背景

ベトナムの工業化と工業団地

- 急速な工業化に伴い、1990年代以降、工業団地の整備が急速に進展。ホーチミン市内、近郊地域では、過密状態。
- 他方、廃水処理等が不十分な工場・工業団地の増加による河川・土壌・地下水の汚染が進行。政府は公害指定産業の郊外移転を義務化。
- また、工業用水の過剰な地下水依存が進行。各地で地盤沈下が深刻化。

ロンアン省

- ベトナム南部のロンアン省は、2020年までのマスタープランを作成。産業開発を重点分野に特定。
- 工業団地の整備等を通じて、積極的な産業誘致を計画。ホーチミン市、及びその近郊地域からの産業の受皿となることを目指している。
- 特に、産業発展・雇用創出を企図。都市部からの立退きを要求されている産業を含めた裾野産業を重点的に誘致。
- 中でも、高い技術力を有する日本企業の中小企業の誘致に積極的。
- また、同省では、工業団地・上水における地下水の過剰利用による地盤沈下の進行を止めるべく、表層水を利用した上水事業を積極的に推進中。

事業目的

ロンアン省における環境配慮型工業団地の整備支援

- ロンアン省における環境配慮型工業団地向けにユーティリティ・サービスを提供。公害型産業も操業可能な工業団地を整備することで、同省の投資環境整備、環境保全を図り、もって同地域の産業基盤の強化と持続可能な経済発展に寄与するもの。
- 同時に、同省において表層水を利用した給水施設を整備。工業用水の過剰な地下水依存を緩和することで、同省の給水能力の向上及び環境保全を図り、もって同地域の産業基盤の強化と持続可能な経済発展に寄与するもの。

日本の中小企業の現地進出の受皿となる工業団地の整備

- 環境配慮を徹底し、入居企業の操業リスク低減や、環境配慮企業としてのブランド力向上に資する工業団地の整備を支援することで、現地進出を企図する日系中小企業の受皿形成を促進。企業の海外展開への側面支援を図り、もって日本の経済発展に寄与するもの。

事業概要

環境配慮型工業団地向けユーティリティ事業

- 環境配慮型工業団地向けに、給電・廃水処理といったユーティリティ・サービスを提供するための施設整備、運営維持管理を実施するもの。

【事業対象工業団地】

- Thuan Dao II **工業団地** (排水処理施設: 合計9,600m³/day、変電設備: 20MVA×2, 250KVA×2 (非常用発電設備))
- Phu An Thanh **工業団地** (排水処理施設: 合計9,600m³/day、変電設備: 20MVA×2, 250KVA×2 (非常用発電設備))

給水事業

- 河川水を利用した給水施設を整備し、運営維持管理を行い、工業団地を中心に、**地区対象の上水提供**を実施するもの。

【事業対象地域】

- Ben Luc **地区** (給水対象: Thuan Dao II IP, Phu An Thanh IP、水道公社/ 浄水場設備: 50,000m³/day, 送水設備: 約16km)
- Duc Hoa **地区** (給水対象: ITACO Group 開発地域、工業団地 / 浄水場設備: 50,000m³/day, 送水設備: 約15km)

環境カテゴリ分類: B

- 適用ガイドライン: 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010年4月)
- 本事業のユーティリティ事業では、工業団地へ入居する企業が各自EIAを作成し、環境配慮を徹底すること、及び重金属類等を扱う企業は、各自生活排水レベルまで廃水进行处理することが契約で義務付けられるため、事業で扱う廃水は影響を及ぼしやすい構成要素を含まない。
- 施設用地は、造成済の工業団地の区画内・公道脇であり、住民移転は発生しない。

今後のスケジュール

2012年 2月 融資審査
3月 融資契約締結
5月 着工

第20回助言委員会全体会合

インドネシア国 ジャカルタ都市高速鉄道東西線事業 (E/S)

国際協力機構
東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課
2012年1月

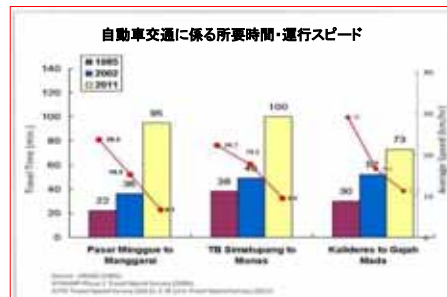
目次

1. 現状と課題
 2. 事業概要
 3. 事業対象地域
 4. 沿線状況
 5. 今次E/S分審査時確認事項
 6. 今後のスケジュール
 7. 環境調査スケジュール
-

1. 現状と課題

□ ジャカルタ市の交通網の状況

- 現在、交通量の増加に対応した交通ネットワークの整備が充分でなく、交通混雑による経済的な損失は多大である。
- 交通需要の増加、車両数増加に伴い、交通渋滞問題及び公害がさらに深刻化しており、将来的な増加も予測される。
- ジャカルタ都市圏の鉄道シェアは全交通モードの約3%であることから、今後更なる鉄道整備が求められている。



□ ジャカルタ市の交通網における課題

- 中期国家開発計画で都市交通セクターでも示されている鉄道ネットワークの強化が必要である。
- 交通量の増加に対応し、交通混雑を緩和し、環境にもやさしい新たな大量輸送交通ネットワークの整備が求められている。
- 上記背景から、JKT MRT南北線の整備を開始していると共に本東西線の整備は急務であり、支援を行うものである。

3

2. 事業概要

□ 事業目的

- 交通混雑が深刻なジャカルタ首都圏において、東西方向を結ぶ都市高速鉄道システムを建設することにより、旅客輸送力の増強、鉄道ネットワークの強化、同首都圏の深刻化する交通渋滞の緩和を図るもの。

□ 事業の概要

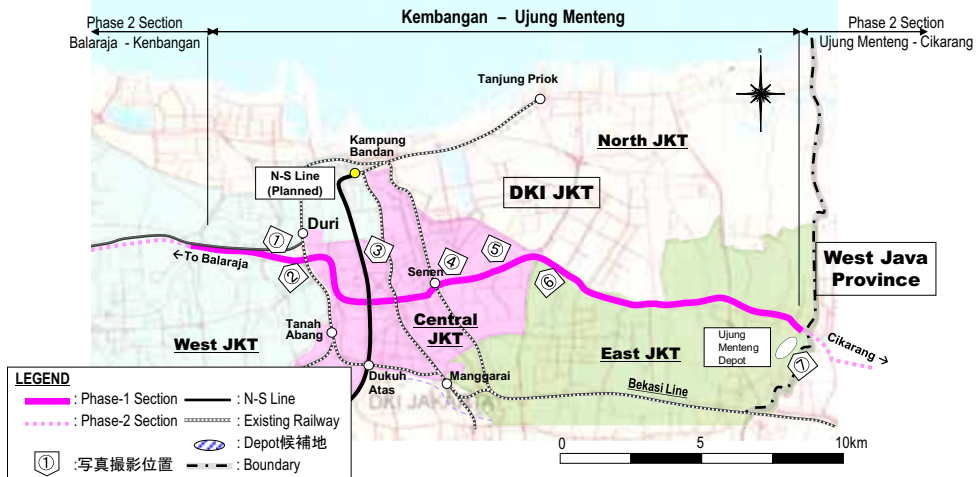
- 新規鉄道建設：ジャカルタ特別州内(Kembangan～Ujung Menteng間 約27.0km)
《参考》 Phase-2区間：約61.3km
- 高架区間：約17.9km、地下区間：約9.1km、高架駅：14駅、地下駅：8駅
車両基地・車両工場：1箇所(Ujung Menteng)
- 尚、今次E/S借款では、本事業のためのコンサルティング・サービスを対象とする。

□ 環境カテゴリ分類：A（国際協力機構環境社会配慮ガイドライン 2010年4月）

- 上記ガイドラインに掲げる鉄道セクターに該当するため。

4

3. 事業対象地域



5

4. 沿線状況(1/2)



6

4. 沿線状況(2/2)

⑤地下⇄高架移行区間候補地
(Suprpto通り)



⑥大気汚染及び交通騒音源
(Suprpto通り)



⑦車両基地候補地
(Ujung Menteng)



7

5. 今次E/S分審査時確認事項

- ☐ 事業の必要性・妥当性(再確認)
- ☐ 事業スコープ
 - 技術仕様
 - コンサルTOR、MM
- ☐ 事業スケジュール
- ☐ 事業実施運営体制、運営・維持管理体制
- ☐ E/S分事業コスト
- ☐ 供与条件
- ☐ 環境社会配慮関連スケジュール

8

6. 今後のスケジュール

年 月	2012				2013	
	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6
協力準備調査						
助言委員会(全体会合)	★					
審査						
E/N、L/A		★				
コンサルタント選定						
基本設計						

9

7. 環境調査スケジュール

業務内容及び報告書	2011年										2012年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
環境調査既存データ収集			■	■	■								
スコーピング作成(案)			■	■	■								
現況調査(測定、分析)					■	■	■						
EIA実施、環境管理計画策定、環境モニタリング計画策定					■	■	■	■	■	■	■	■	
ステークホルダー協議					▲						▲		
環境社会配慮助言委員会WG					▲							▲	
スコーピングレポート提出					▲								
環境影響評価書(案)											▲		
住民移転計画書(案)											▲		

10

インドネシア共和国

インドラマユ石炭火力発電事業

2012年1月

JICA
東南アジア・大洋州部
東南アジア第一課

資料構成

1. 事業の背景・位置づけ
2. 発電事業計画概要
3. 助言委員会

1. 事業の背景・位置づけ

■インドネシア全体の電力需要は2019年までに年平均約9.3%で伸びる見込み。

■発電所が電力を供給する予定のジャワ・バリ系統の2010年における電力ピーク需要は19,486MW。経済成長に伴う電力需要の増加により、今後2017年までに36,608MWに達する見込。

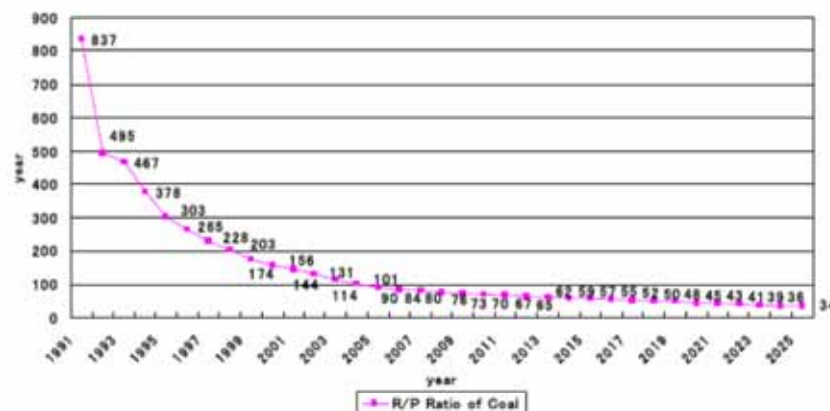
■2010年の同系統における発電容量は26,140MWと見込まれ、新たな電源開発が急務。

■インドネシアは電源開発のニーズに対応する為、クラッシュプログラムII (10,000MWの新規電源開発計画) を発表。本発電所はその中の一つという位置づけ。

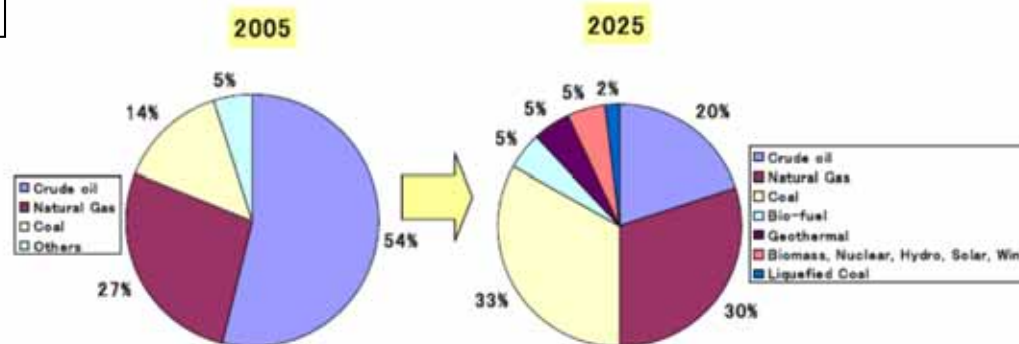
1. 事業の背景・位置づけ

■また、インドネシアは、一次エネルギーに占める石油と天然ガスの比率を下げ、国内に豊富に有する石炭の比率を上げる政策を掲げている。

インドネシアの石炭の
生産量と埋蔵量の比率



インドネシアの
エネルギーミックス政策



■上記政策の中、増加する石炭火力発電の中において、従来の亜臨界圧に比較して効率が高く、CO₂削減に貢献する超臨界圧以上の石炭火力発電所を導入することは気候変動対策上も重要。 国際協力機構

2. 発電事業計画概要

■目的

ジャワ・バリ系統に接続するインドラマユ火力発電所において、クリーン・コール・テクノロジー (CCT) を活用した石炭火力発電設備を建設することにより、同系統における電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図り、もって投資環境の改善等を通じた西ジャワ地域の経済発展及びエネルギーの高効率利用等による地球環境負荷の軽減に寄与するもの。

■事業の概要 (本体借款対象は①－③、E/S借款対象は④)

- ①石炭火力CCT発電所建設 (1,000MW×1) 及び関連工事
- ②送変電設備建設 (送電線約110km)
- ③石炭搬入設備、石炭貯炭場、灰捨場他関連付帯施設建設
- ④コンサルティング・サービス

■適用環境社会配慮ガイドライン

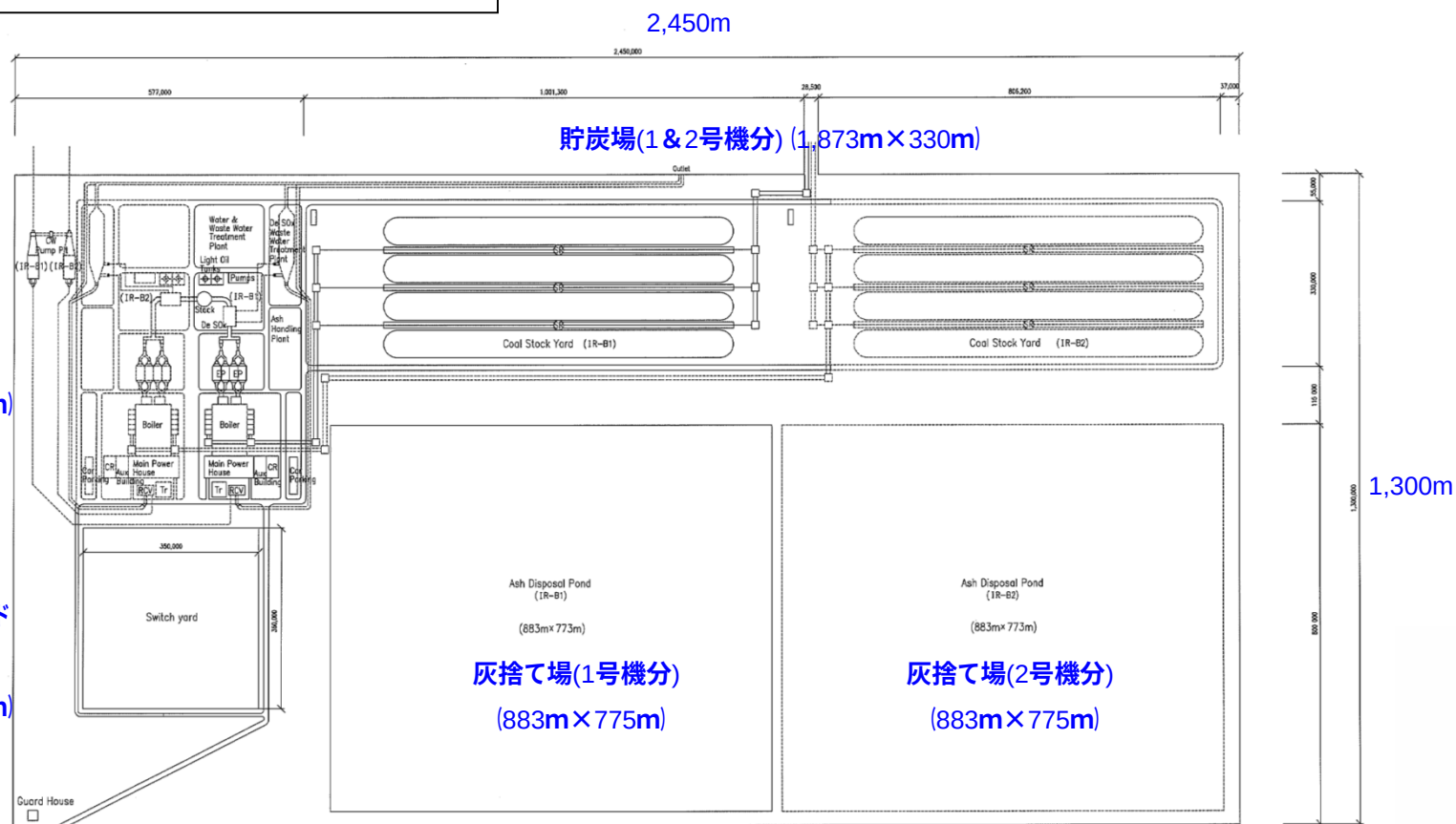
円借款：「JICA環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月) (現ガイドライン)

2. 発電事業計画概要

発電関連施設

発電所エリア
(1 & 2号機分)
(600m × 850m)

スイッチヤード
(1 & 2号機分)
(350m × 360m)

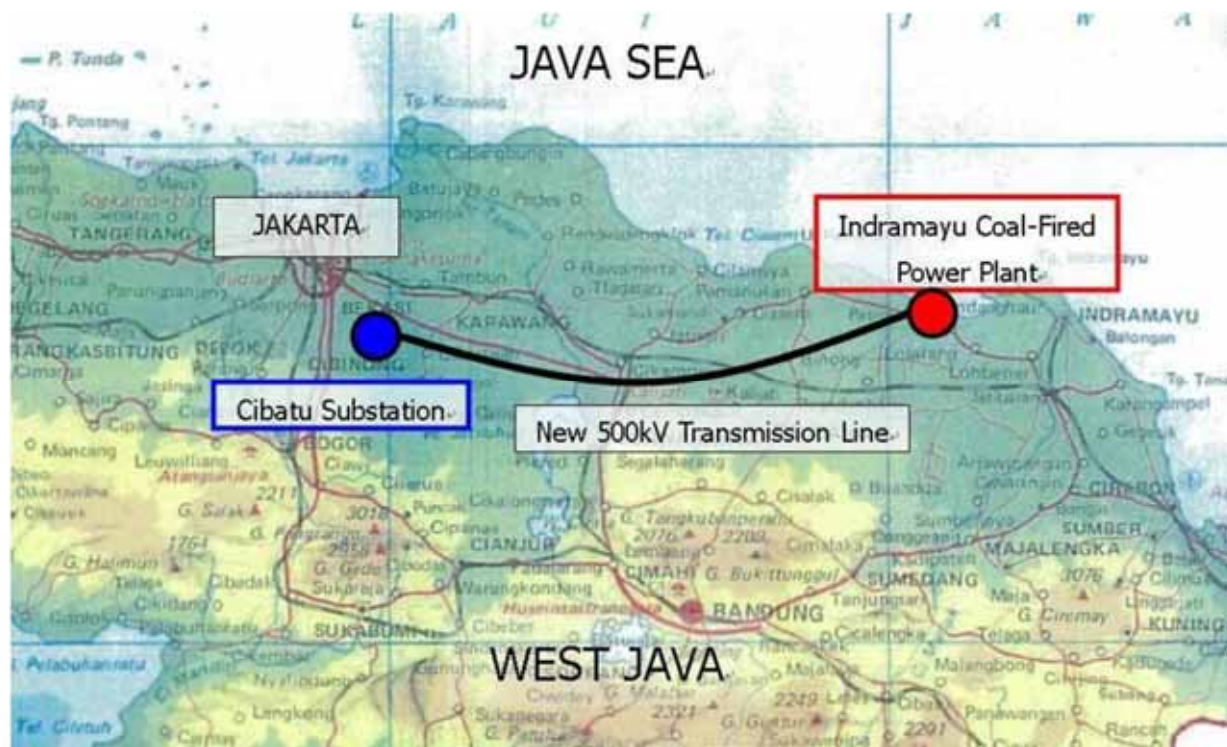


2. 発電事業計画概要

送变电設備等

発電所サイトはジャカルタより東に約120kmの海岸沿いの地点。

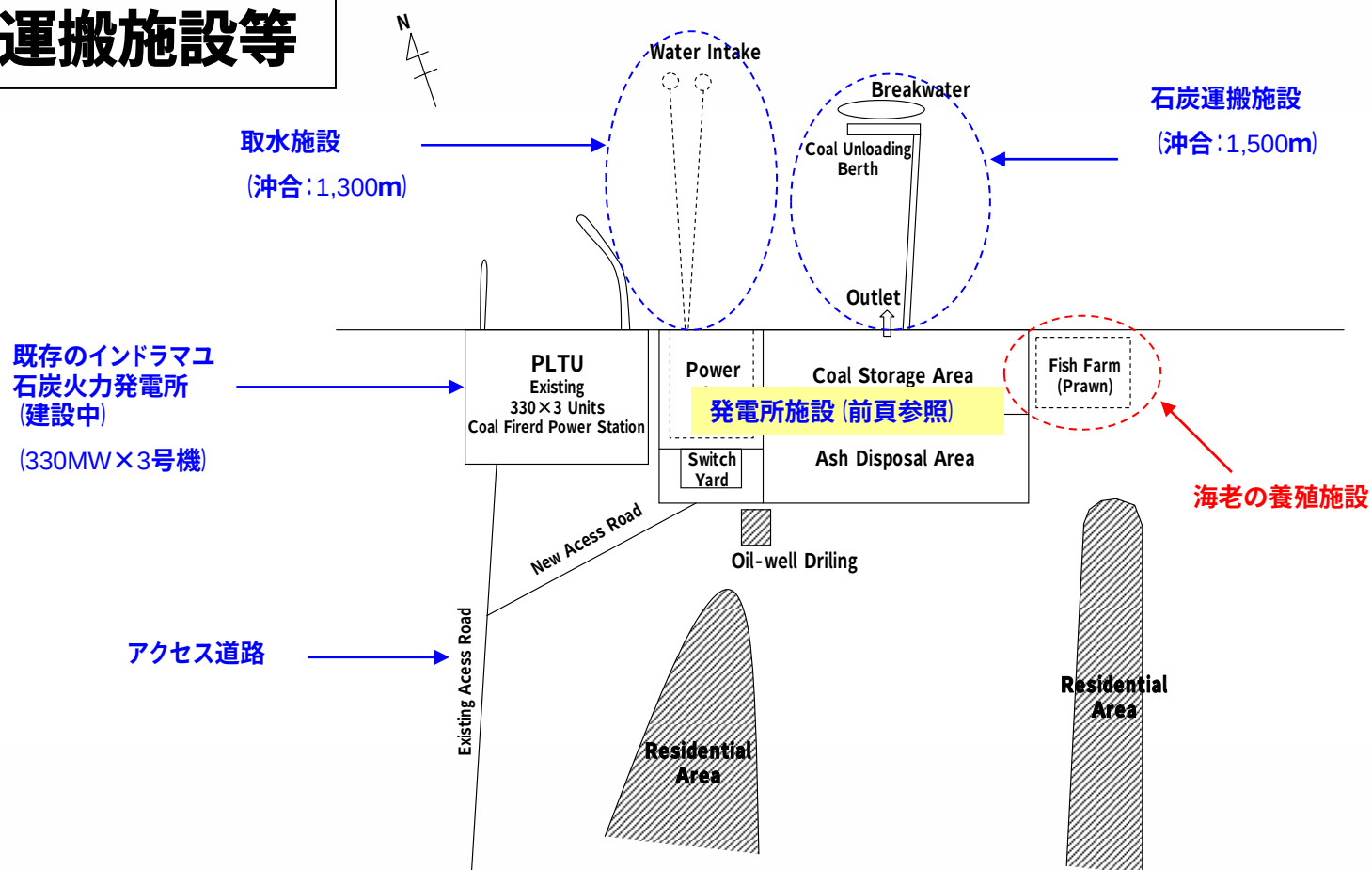
インDRAMAYU石炭火力発電所からチバツ変電所までの区間は約110km。



2. 発電事業計画概要

石炭運搬施設等

THE SCHEMATIC FIGURE OF PLANT ARRANGEMENT



2. 発電事業計画概要

発電所建設予定地付近



3. 助言委員会

■ JICA環境社会配慮ガイドラインにおけるE/S借款の取り扱い

JICA環境社会配慮ガイドライン

3.2.1 環境レビュー

(5) エンジニアリング・サービス借款

1. 調査・設計等エンジニアリング・サービスのみを対象とする円借款(エンジニアリング・サービス借款)の供与に先立ち、対象となるプロジェクトのカテゴリ分類に応じて環境レビューを実施する。

2. ただし、当該エンジニアリング・サービス借款の中で又は並行して、必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクト本体に対する円借款の供与にかかる環境レビューにおいて、環境社会配慮上の要件を満たすことを確認することを可とする。

3. 助言委員会

■これまでの助言委員会での経緯

- 2010年10月4日 全体会合にて案件概要の説明
- 2010年11月8日 ワーキンググループにて本体環境レビューに向けての助言案の作成
- 2010年12月6日 全体会合及びメール審議にて助言案の確定
- 2012年1月13日 E/S借款での審査結果等に基づき、全体会合にて助言対応結果及び本体環境レビュー方針の報告

■今後のスケジュール

- ・「本体事業の審査終了までに協議・確認を行う」助言については、本体事業の借款契約(2012年3月以降見込み)を調印後、助言委員会にて報告予定。

環境レビュー (助言対応結果)

国名: インドネシア共和国

案件名: インドラマユ石炭火力発電事業

助言委員会からの助言	助言対応結果 (審査後)
1. 事業全般	
1) 今後の電力・エネルギー開発の ODA による支援に当たっては、再生可能エネルギーの開発や、エネルギー効率化への支援を重視するなど、低炭素化へのインセンティブを考慮すること。	インドネシアにおいてはクリーンコールテクノロジー (CCT) 導入促進プロジェクト、デマンド・サイド・マネジメント実施促進調査等の支援を現在行っており、今後も水力及び地熱発電事業等を計画中です。今後の案件形成においても考慮させて頂きたいと思います。
2) JICA ガイドラインに則して、本事業に隣接する発電所 (中国融資により建設) による影響との複合的、累積的な環境・社会影響 (用地取得に対する補償や支援の方針を含む) についても配慮すること。	隣接する発電所との複合的、累積的影響を考慮した環境影響評価を行い、緩和策を検討しております。用地取得に係る補償や支援の方針等については、用地取得計画を作成する段階で確認致します。
3) ステークホルダーミーティングにて、出席者から出された多様なコメントおよび意見を吟味して、環境社会配慮として考慮すべき事柄は、全て抽出し、計画に反映すること。	EIA 報告書の承認前に再度ステークホルダーミーティングが予定されているところ、その中で寄せられた意見を吟味し、環境社会配慮として考慮すべき事項については計画に反映するよう、先方政府と合意しております。
2. 汚染対策	
1) 大気環境のモニタリングについては3か月に一度となっているが、本石炭火力発電所の稼働後、高濃度発生予測地域もしくは近隣住居地域で一定期間、可能な限り継続的な大気汚染監視及び関係住民への監視結果の公表を検討すること。同様の点を騒音についても検討すること。	ご指摘のモニタリングについては、商業運転開始後、一定期間、可能な限り継続的に行うよう、先方政府と合意しており、本事業で雇用されるコンサルタントにより支援される予定となっています。具体的な調査期間、頻度等に関しては、実施機関から環境モニタリング計画の提出を受け、本体事業の審査までに協議をする予定です。
2) 石炭の質を維持する仕組みが明確でないため、計画で設定している低硫黄の石炭が使用されていることをチェックする方法や頻度について明示し、モニタリングにも含めること。	石炭については、本事業に必要な石炭を供給できる能力を持つ企業を選定した結果、インドネシア国内 5 社から供給を受けることが決まりました。同石炭を元に、設計段階で必要な環境配慮措置を取るよう先方政府と合意しております。また、石炭の質についても荷揚げされる都度にモニタリングを行うよう、先方政府と合意しております。
3) 原料の石炭の調達に当たっては、採掘、輸送、燃焼、残渣等に伴うライフサイクルの環境負荷 (地球温暖化への影響含む) を考慮し可能な範囲でその低減に務めること。	上述の理由により、本事業については、5 社から供給を受けることになりました。今後、燃焼、残渣等の段階で環境負荷の低減のための具体的方法について本体事業の審査までに協議をする予定です。
4) 温排水に関して、日本の発電所における水準とも比較をし、必要な緩和策を講じること。	日本の発電所における水準を参考に、海水との温度差を 7°C 以内になるように設計することを先方政府と合意しております。
3. 自然環境	
1) 魚類の季節的接岸・離岸についても発電所の稼働の影響について調査を行い確認すること。	本事業対象地域の近隣海域においては、漁獲統計が存在しないことから、協力準備調査で漁民へのインタビューを実施し、状況を確認しております。インタビューの結果、生息している魚類相は報告書記載 (Table 9.1.27) の通りであり、貴重種等の存在は確認されていません。また、発電所前面海域での深浅測量の結果によれば、遠浅の平坦な砂質の底質であり、魚類が集まる岩礁やサンゴ礁は確認されていません。

	温排水に関してはインドネシア国の排水基準及び日本の発電所における水準を満たすよう設計されます。また、シミュレーションの結果、影響を及ぼす海域も表層 1-2km 程度、深層 1-2mと限定的であることから、影響は最小限であると想定されます。
2) 事業対象地域周辺で観察されている Cobra Item (Naja sputatrix)や Mahoni (Swietenia mahagoni)、Beringin (Ficus benjamina)、Suweg (Amorphopallus campanulatus) 等の貴重種への配慮を十分に行うこと。	左記等の貴重種に関しては、主に送電線建設地域の周辺で観察されていますが、専門家の助言を受けつつ必要な対応を取るよう、先方政府と合意しております。
3) 送電線の一部では、生態系に関する工事中のモニタリングを含めること。	環境モニタリング計画の提出を受け、本体事業の審査までに確認を行う予定です。
4. 社会環境	
1) 零細漁民による漁業活動にも十分な配慮を行うこと。沿岸域での漁獲活動及びフィッシュプロセッシングへの影響も確認すること。必要であれば零細漁民を対象とした聞き取り調査を行うこと。	本事業対象地域の近隣海域においては、漁獲統計が存在しないことから、協力準備調査で漁民へのインタビューを実施し、状況を確認しております。インタビューの結果、本事業による温排水や栈橋が及ぼす影響範囲においては、主な漁場は存在しないという結果がでております。他方、EIA 報告書の承認前に再度ステークホルダーミーティングが予定されているところ、その中で寄せられた意見を吟味し、環境社会配慮として考慮すべき事項については計画に反映するよう、先方政府と合意しております。
2) 送電線の電磁波の影響については、科学的に見解が統一されていないという現状において、当該計画が 500kv という非常に高い電圧を予定していることに鑑み、稼働後の住民影響（健康影響・生活環境への影響も含む）の追跡調査もしくは、他案件等で聞き取り調査した結果等があれば参照すること。	実施機関、大学等が実施した調査があるとのことであり、同調査の結果を本体事業の審査までに確認する予定です。
3) 5km 程度先に人々が集まると考えられる場所があることから、この地点を眺望点として、簡単な景観シミュレーションの実施を検討すること。	左記景観シミュレーションを実施するよう、先方政府と合意しております。本事業で雇用されるコンサルタントにより支援される予定となっています。
5. モニタリング全般	
1) 実施主体を明確にすること。	建設段階においては、実施機関である国有電力会社(PLN)がモニタリングを実施することとなり、運転段階においては、PLN 若しくは PLN の委託を受けた企業がモニタリングを実施することとなります。西ジャワ州政府、インドラマユ県の環境局がこれを監査することとなっております。
2) モニタリング結果の公開方法について確認し、JICA 等の関連主体に結果が公開されるよう確認すること。	モニタリング結果については、PLN 本社及びプロジェクト事務所、並びに西ジャワ州、関連する県の環境局にて公開されます。同様の内容が JICA に提出され、JICA のウェブサイトで公開されることとなっております。
6. 住民移転・用地取得	
1) 被影響住民に対する補償や支援の方針が、JICA ガイドラインに則していることを確認すること。特に、土地所有権を持たない住民や用地内（養殖池など）の労働者への補償や支援についてはインドネシア国内法と JICA ガイドラインとのギャップが大きいと、農水関係の職種を含めた、より積極的な就業機会の提供等を検討すること。	用地取得計画を確認し、本体事業の審査までに確認を行う予定です。
2) 特に、上記の対応が非正規の土地占有者も対象となるよう、用地取得委員会 (Committee for Land Acquisition) の構成、運営方法について公正を期すこと。	用地取得委員会はインドネシア法に基づき、地方政府の代表等により構成・運営されます。非正規の土地占有者への補償方針については、作成される用地取得計画を確認し、本体事業の審査までに確認を行う予定です。

インドネシア共和国「インドラマユ石炭火力発電事業」の環境レビュー方針（環境社会配慮助言委員会資料）

■確認済事項

案件概要	適用される環境ガイドライン	想定されるカテゴリ分類、分類根拠	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
【事業目的】 本事業は、ジャワ・バリ系統に接続するインドラマユ火力発電所において、CCTを活用した石炭火力発電設備を建設することにより、同系統における電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図り、もって投資環境の改善等を通じた同地域の経済発展及びエネルギーの高効率利用等による地球環境負荷の軽減に寄与するもの。 【事業概要】 1) 石炭火力CCT発電所（1,000MW）1基建設及び関連工事（国際競争入札） 2) 送変電設備建設（国際競争入札） 3) 石炭搬入設備、石炭貯炭場、灰捨場他関連付帯施設建設（国際競争入札） 4) コンサルティング・サービス（基本設計、入札補助、施工管理、環境管理補助等） 【実施機関】 インドネシア国有電力会社（PT. Perusahaan Listrik Negara (Persero)、（以下、PLN） 【事業費】 要請額：●百万ドル、借款額（案）：●百万円。うち今次借款額（案）：●百万円、審査時に確認。 コンサルティング・サービスに関してはE/S借款で供与済み。	国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）	カテゴリA	【許認可】 EIA報告書は、発電所部分、送電線部分共に、実施機関が最終版を作成済み。送電線部分については、西ジャワ州より2011年6月に承認済み。発電所については西ジャワ州インドラマユ県により2012年1月までに承認される見込み。 【代替案】 発電所建設サイト及び送電線敷設ルートを選定時に、住民移転を避けるよう検討がなされた。 【住民協議】 発電所部分のEIAに係る住民協議は2010年7月にインドラマユ県において実施済み。送電線部分のEIAに係る住民協議は2010年8-9月に計5つの県（インドラマユ、プカシ、カラワン、プルワカルタ、スパン）において実施済み。	【大気質】 SO2,N02,PM10の排出濃度及び隣接する発電所を含む累積的な影響予測に基づく予測大気中濃度は同国の環境基準及び国際基準(EHSガイドライン)を満たす見込み。 石炭粉塵の飛散対策としては、定期的な散水、貯炭場・灰捨場の東側に防塵フェンスの設置、植栽、コンベヤーや各装置への囲いの設置等が実施される。 【水質】 発電所から排出される温排水の温度は同国の基準及び国際基準(EHSガイドライン)を満たす見込み。 発電所及び灰捨場等関連施設から排出される排水は、排水処理システムにより、同国の排出基準及びEHSガイドラインを満たすよう処理される。 【騒音・振動】 騒音の予測値は同国の基準及び国際基準を満たす見込み。	【保護区】 事業サイトは保護区に該当せず、近隣にも保護区等は存在しない。 【生態系】 事業サイトには絶滅危惧種に該当する種は存在しない。 【水象】 シミュレーションの結果、温排水の排出が及ぼす海流への重大な影響は予見されない。	【用地取得】 発電所建設に約300haの用地取得が必要であり、被影響住民はおよそ260人となる見込み。農地とえびの養殖場が1軒存在する。送電線の鉄塔設置地点において合計約14haの用地取得が必要であり、被影響住民はおよそ210人となる見込み。 【住民移転】 発電所建設予定地において4軒の住民移転が発生する見込み。送電線部分においては住民移転は発生しない見込み。

■環境レビュー方針

	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
	1) 許認可 本事業の発電所部分に係る環境影響評価（EIA）報告書の承認を2012年1月に予定しており、進捗状況を確認する。 2) モニタリング 承認済みのEIA報告書に基づくモニタリング計画に基づき、以下について確認する。 ①商業運転開始後の大気質及び騒音のモニタリング - 調査期間 - 頻度 - モニタリング結果の公表 ②送電線の一帯における生態系に関する工事中のモニタリング	1)廃棄物 石炭の燃焼、残差等の段階での環境負荷の低減のための具体的方法について協議する。		1)用地取得・住民移転 用地取得・住民移転基本計画における補償方針・生計回復支援策の詳細を確認する。 本事業に隣接する発電所における用地取得に対する補償実績や被影響住民への支援実績を確認する。 2)送電線の電磁波 送電線の電磁波の影響に関する調査結果を確認する。

インドネシア国

ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業

国際協力機構

2012年1月

目次

1. 背景

2. 事業概要

3. 対象候補地位置図、写真

4. 環境社会配慮面に係る審査方針

5. 今後の工程 (案)

1. 背景

インドネシア国における経済・商業の中心地であるジャカルタ首都圏では、人口は2000年の約1,900万人から2010年の約2,800万人と20年間で約1.6倍増加しており、経済規模はGDPの約3割に達している。それに伴い、ジャカルタ首都圏の車両登録台数も急激な伸びを示しており、今後も更なる交通量の増加が見込まれている。また、インドネシア国第4の都市であるメダンにおいても急激な人口の増加に伴い道路交通量が増大しており、道路交通容量の拡大は喫緊の課題となっている。

近年、ジャカルタにおいては外環道路の建設や立体交差化等による道路容量の拡大、バス専用レーン設置、都市高速鉄道(MRT)の整備等、様々な対策がとられているが、依然として深刻なジャカルタ首都圏の交通渋滞は、ジャワ地域のみならずジャカルタ近郊に立地する企業にとっても大きな経済的損失となっている。

旅客、貨物ともに大きく道路交通に依存する現状において更なる投資機会拡大ならびに経済成長をはかるためには、道路交通インフラの改善ならびに発展が急務である。メダンにおいても同様の問題が近い将来生じることが想定され、交通容量拡大のインドネシア国政策上の優先度は高い。

2. 事業概要

■目的

ジャカルタ首都圏等における主要道路のうち、特に渋滞混雑が著しい地点において、道路および立体交差化等の道路構造物の改良を行うことで、交通容量の拡大及び交通混雑の緩和を図り、もってジャカルタ首都圏の民生の向上及びジャワ地域の投資環境改善に寄与するもの。

■事業の概要

借款対象となる交差点は、実施機関からの要請及び民間企業へのヒアリングの結果から、特に高い事業効果が見込める6箇所に加え、E/S対象として最大5箇所を想定。最終的なスコープは、インドネシア政府との協議を通じて決定。

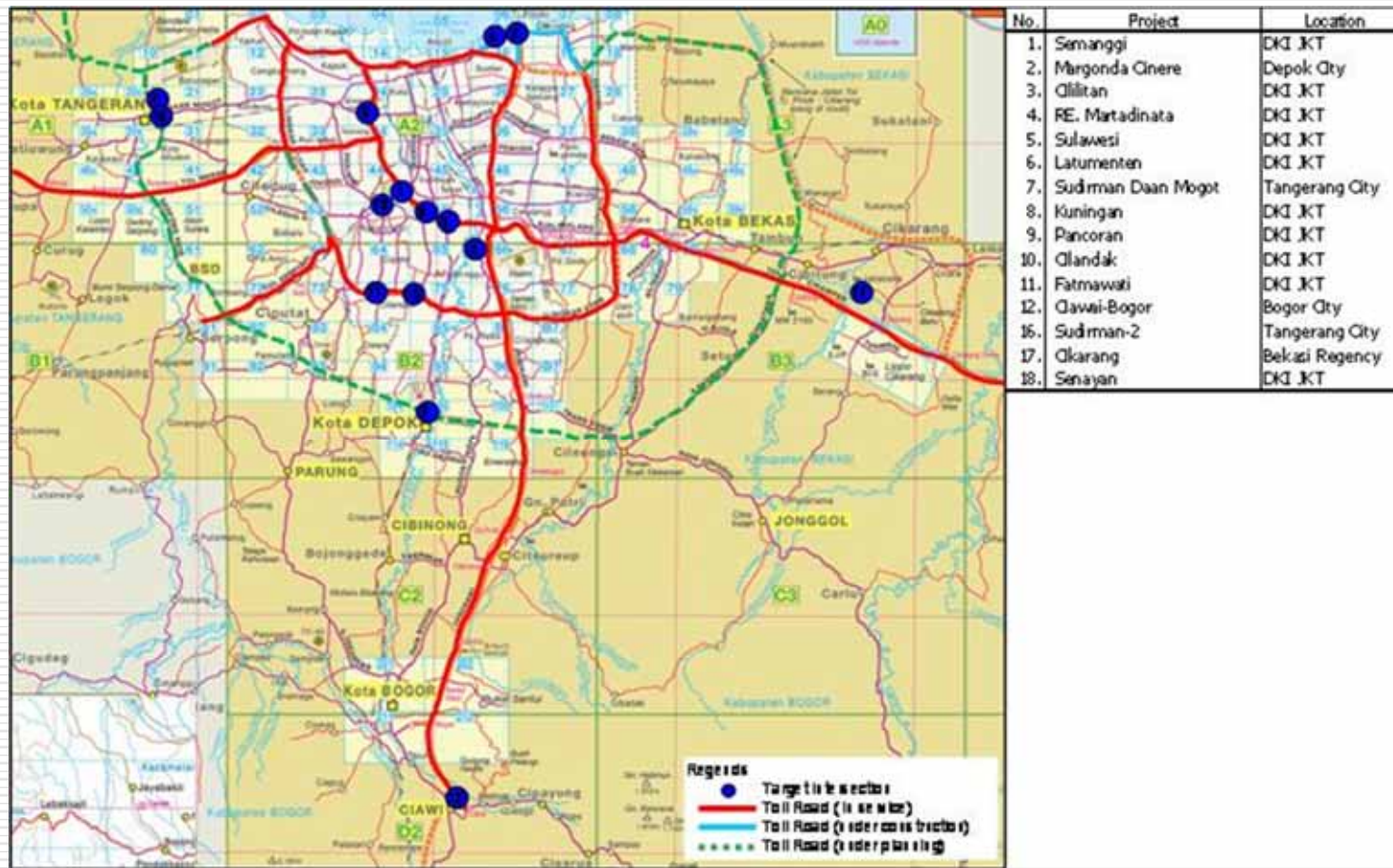
■適用環境社会配慮ガイドライン

・カテゴリ分類:A

カテゴリ分類の根拠: ガイドラインに掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性 (大規模非自発的住民移転: 移転者数200人以上) に該当する可能性があるため。

3. 対象候補地位位置図①

Jakarta Metropolitan Area



3. 対象候補地写真①

1～5 (Jakarta)



1. Semanggi



2. R.E. Martadinata



3. Sulawesi-TgPA



4. Pancoran



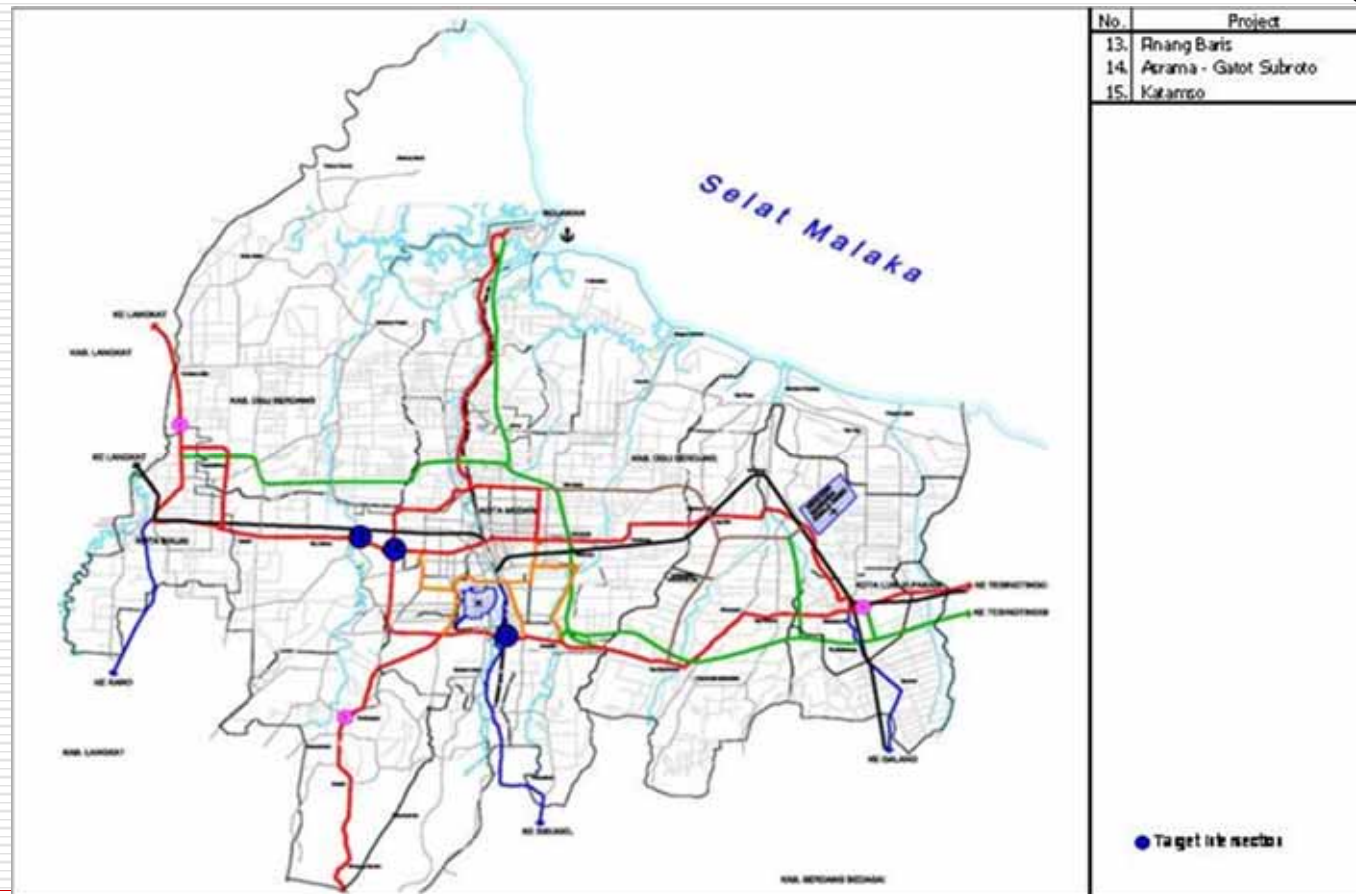
5. Sudirman II

3. 対象候補地位位置図・写真②

Medan in Sumatra



6. Katamso



4. 環境社会配慮面に係る審査方針

**1) 公害関連 (騒音・振動、廃棄物、地下水、
工事中の影響等) の事実確認**

2) 生活回復計画の具体例の確認

5. 今後の工程 (案)

工程 (案)

	2012年				2013年				2014年				2015年			
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月
審査	■															
E/N,L/A		■ 未定														
コンサル選 定			■	■	■											
詳細設計						■	■									
本体入札								■	■	■	■	■				
工事													■	■	■	■

協力準備調査報告書ドラフト（助言対処方針案）

国名： インドネシア共和国

案件名： ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業

＊ページ番号、図表等は協力準備調査最終報告書ドラフトのものである。

助言委員会からの助言	助言対処方針案
(1) 「イ」国政府は、これまでのジャカルタ首都圏内の道路交通需要予測とそれに基づく関連インフラの整備の結果今日まで道路混雑が解消されていない経緯を踏まえ、現状の道路混雑を将来的に緩和させるために必要な戦略や計画を盛り込んだ総合的な都市交通管理計画を策定し、今後の道路及びその他の交通インフラ整備に反映させること。今後の交通インフラ整備は当該計画の位置づけのもとに、混雑の社会的費用（渋滞による時間費用や大気汚染費用など）の低減効果を高めるものであることを確認しつつ進めることとし、JICA もそのように働きかけること。	ジャカルタ首都圏の都市交通マスタープランについては、JICA はこれまで 2004 年に「ジャカルタ首都圏総合交通計画調査」(SITRAMP)、同 SITRAMP を見直す形で現在「JABODETABEK 都市交通政策統合プロジェクト」(JUTPI)、包括的なマスタープランとして、2010 年 5 月より「ジャカルタ首都圏投資促進地域 (MPA) マスタープラン調査」を実施している。各種マスタープラン調査を通して、道路から公共交通機関へのモーダルシフトの重要性はイ国関係者との共通認識が図られている。 今後、都市高速鉄道 (MRT) の導入をはじめとする公共交通の整備が円借款事業としても予定されていることから、本事業ならびに上述のマスタープラン調査の結果を用いて、将来的な交通インフラ整備のあり方を検討し、個別の事業に反映する様、働きかける。
(2) イ国政府は、本事業における短期的な影響のみならず、長期的な影響に対しても配慮すること。特に供用後は、一定の時間経過にともない新たな交通需要の発生とそれによる大気汚染物質等の増大が懸念されるため、長期的に注意深くモニタリングすること。また JICA はそのように、関係機関に働きかけること。	本事業の実施に伴う、新たな交通需要の発生および大気汚染物質等の増大を見据えて、注意深くモニタリングを行う様実施機関である公共事業省に働きかけを行い、審査時に協議、合意する。
(3) Traffic congestion in JABODETABEK は significant economic loss だけではなく、住民の生活面 (社会環境面) や自然環境面の+、-の影響についても明示すること。	経済面だけではなく、自然環境、社会環境面の影響についても言及すべく、協力準備調査最終報告書ドラフトを修正し、最終報告書に反映する。
(4) 景観や大気汚染への影響が代替案の検討過程でどのように考慮されたか明示すること。	候補対象地点を選定する過程において、景観への影響については、社会環境面の影響等も含めた評価基準の一つとして評価している。 大気汚染に関しては、走行速度の上昇に伴う排出ガス濃度の減少により沿道環境に正の影響を与えるものと考えられ、地点毎に大差が出ないと判断した。これらの点を協力準備調査最終報告書に明示する。
(5) Table 8.2.3 Pollution impact について、positive と negative が使い分けられているが、それぞれの内容、理由を明示すること。	Pollution impact にかかる positive と negative 定義については、協力準備調査最終報告書ドラフトの Table 8.2.2 の f) Impact regarding Air quality, Noise and Vibration にて記載のとおり、定性的に示している (例 正の影響:騒音減衰距離の短縮、負の影響:大気拡散が確保されない、等)。Table 8.2.3 の positive/negative それぞれの内容・理由については、協力準備調査最終報告書にて記載する。
(6) 周辺の既存井戸やキャナルにおける道路供用開始後の水質・水量への影響について明示すること。	本事業実施地域周辺での住民移転計画書 (LARAP) 調査および環境管理計画書／環境モニタリング計画書 (UKL/UPL) 調査において、井戸は確認されておらず、水質・水量ともに影響がないことが確認されている旨、協力準備調査最終報告書に反映する。

(7) 学校、病院、井戸、モスクが強制移転される可能性について明示すること。	左記施設に関しては、一部敷地のみ用地取得が発生するものの、移転はない旨報告されており、協力準備調査最終報告書に反映する。
(8) 住民移転で、生計回復計画に依存する記述が多いが、プログラムの説明がやや抽象的である。どのような生計手段や職業が想定されているのか、現地の事情にあった代表的な具体例を明示すること。	Livelihood Restoration Program に関する支援内容は、LARAP のアップデートの際に住民協議を経て、最終的に決定する。協力準備調査最終報告書には具体例を明示する。
(9) Sulawesi-TgPA については、the Tanjung Priok Access Road の一部であり、現状を確認したと記載されているが、本事業での取扱を明示すること。	本地点は、円借款既往案件「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(Ⅰ)」にて建設中のアクセス道路本線沿いの立体交差建設であることから、当該事業の中で既に環境許認可が下りている。
(10) 本事業を JICA が支援していく場合、今後の事業内容の確定および住民協議を踏まえた LARAP／生計回復計画の改定状況、および住民の合意の状況に関して、JICA としても確認を行っていくべきであることを明示すること。	JICA としても左記の点につき確認を行っていくべきことを協力準備調査最終報告書に記載するとともに、審査時にモニタリング方法につき実施主体である公共事業省と協議、合意する。
(11) ステークホルダー協議では、道路交通機能の強化による交通需要の増大とさらなる渋滞の可能性について、過去の経験を踏まえて正確な情報を利害関係者に提供すること。その上で、利害関係者が公共交通機関の整備等も含めたジャカルタ首都圏の将来の交通状況について出来るだけ明確にイメージできるような協議がなされること。	本事業の効果および誘発交通の増大の可能性、ジャカルタ首都圏全体の交通政策について、情報共有が行われる様、実施機関である公共事業省への働きかけを行う。
(12) ステークホルダー協議に関し、これまでの実施内容・対象者、及び今後の実施時期・実施内容・対象者について明示すること。	ステークホルダー協議の詳細に関して、協力準備調査最終報告書に反映する。

インドネシア国「ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業」の環境レビュー方針（環境社会配慮助言委員会資料）

■確認済事項

案件概要	適用される環境ガイドライン	想定されるカテゴリ分類、分類根拠	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
1.事業目的 ジャカルタ首都圏における主要道路のうち、特に渋滞混雑が著しい地点において、立体交差化等の道路施設の改善により、交通容量の拡大及び交通混雑の緩和を図り、もってジャカルタ首都圏の民生の向上及びジャワ地域の投資環境改善に寄与するもの。 2.事業概要 （1）土木工事 ①立体交差等の新設 ②専用ランプの新設 ③既存道路の改良 （2）コンサルティング・サービスのTOR ①詳細設計、入札補助、施工監理支援 ②運営・維持・環境管理補助等	国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）	カテゴリA 事業は、「国際協力機構JICA環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するため。	【許認可】 本事業はインドネシア国法上、対象候補地1箇所で環境影響評価（EIA）報告書（AMDAL）、6箇所で環境管理方針書・環境モニタリング方針書（UKL/UPL）の作成が必要となり、現在実施機関である公共事業省道路総局にて承認手続きを実施している。 【モニタリング】 本事業では、環境管理計画びLARAPIに基づき、実施機関である公共事業省道路総局がモニタリングを行う。	【大気質】 走行速度の上昇により排出ガス濃度が減少するため、沿道環境に正の影響を与えるものと考え。また、フライオーバーに関しては、排出源が10m高架することから沿道への影響は減少する。 【水質】 対象候補地では、井戸およびキャナルは確認されておらず、特段の影響は見込まれない。 【廃棄物】 工事期間中に、建設廃棄物（コンクリート、残土等）が発生する見込みであり、国内法に従って適切に処理される。 【騒音・振動】 道路の高欄が騒音を低減する見込み。また、既存の鉄道線路周辺の工事については、振動による線路への影響を抑える工法を取り入れる予定である。 【工事中的影響】 騒音については、夜間工事の制限、礼拝時間への考慮、防音シートの設置を行う予定である。	【保護区】 事業対象地域は、国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。 【生態系】 都市部における既存道路の改修であるため、生態系への重大な影響は予見されない。	【用地取得】 対象候補地では、それぞれ0～0.6ha（計約1.6ha）の用地取得を伴う見込みであり、実施機関により国内法および住民移転計画（LARAP）に沿って実施される。 【住民移転】 各候補地0～186世帯（計502世帯）、0～320名（計1,033名）の住民移転（すべて暫定）が想定される。 【生活・生計】 補償は再取得価格で行われ、職業訓練、プロジェクトへの優先雇用等の生計回復支援が計画されている。 【文化遺産・景観】 事業対象地には保全すべき文化遺産に相当するものは存在しない。景観に関しては、保存すべき景観に相当するものは存在しないが、歩道側から見た立体交差の景観対策として、沿道樹木の再植栽を行う対策を講じる予定である。 【少数民族・先住民族】 事業対象地及び周辺地域には少数民族・先住民族は存在しない。

■ 環境レビュー方針

	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
	以下について確認する。 1) モニタリング ①工事中及び供用時のモニタリングの詳細な項目と頻度 -大気質 -廃棄物 -騒音・振動 -水質 ②環境モニタリングの計画内容 -実施体制 -測定箇所 -参照基準 ③本機構へのモニタリング結果の報告体制 -実施機関 -報告頻度 -方法 以下について働きかけを行う。 2) その他 新たな交通需要および大気汚染物質等の増大を考慮した、中長期的な上位計画および交通インフラ整備策定	以下について、確認する。 1)騒音・振動 ・騒音は高欄により緩和される見込みであるが、定量的なデータを用いて確認する。 2)廃棄物 ・工事中に発生する建設残土等の保管・廃棄場所	特になし。	以下の項目について確認する。 1)用地取得・住民移転 ・生計回復支援として計画されている、職業訓練、ビジネス開始支援策等の具体的な内容。

第20回JICA環境社会配慮助言委員会全体会合

バヌアツ共和国 ポートビラ港国際多目的埠頭整備事業準備調査

[有償資金協力]

2012年1月13日 東南アジア第一・大洋州部

背景

1. 近年の急激な経済成長

バヌアツは、構造調整の結果、建設関連産業と観光業の拡大等に支えられ、2003～2008年まで年平均6%以上の高度経済成長を達成。今後も順調な経済発展が予測される。

2. 経済インフラ整備の遅れ

- 道路、港湾などの経済基盤のキャパシティが急激な経済成長に追いついておらず、更なる観光客の誘致など経済開発の大きな障害となっている。
- バヌアツ政府は、「優先行動議題2006-2015」や「中期計画(2007-2011)」においてポートビラ港の施設の改善やコンテナヤードの整備を優先課題として掲げている。

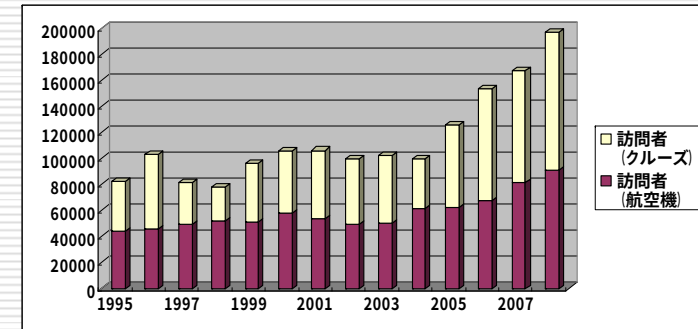
3. ポートビラ港の現状

- 2007年～2010年 無償資金協力「ポートビラ港埠頭改善計画」
メイン埠頭をバラ積み貨物用からコンテナ貨物用に改修、荷役の効率化
- 経済成長を背景に同港メイン埠頭への入港船舶、特に大型観光船が急増
(～2005年30～40隻 ⇒ 2011年予想92隻)
- 輸入を中心に国際貨物が急増 (2006年5,382TEU⇒2011年予想13,200TEU)

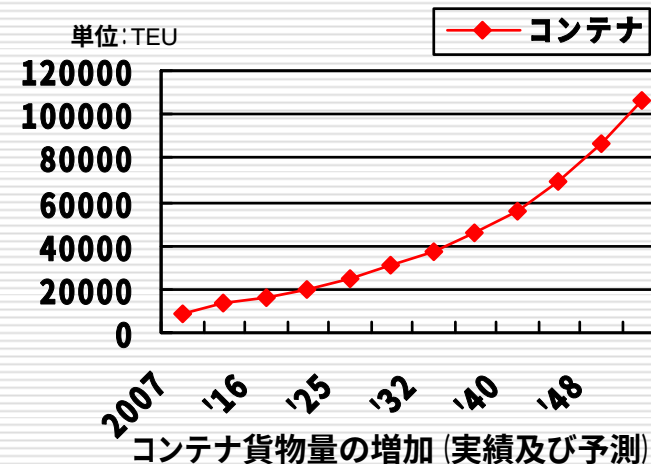
国際コンテナ貨物専用埠頭の整備が急務

これまで国内用貨物の一部を扱っていたスター埠頭(メイン埠頭に隣接)を国際貨物専用として開発する計画が作成された。

※なお、国内用埠頭は別途新設(ADB及びNZAIDが事業化に係る融資を予定)



バヌアツにおける観光客の増加



概要

【事業の概要】

◆ 国・対象地域：バヌアツ共和国ポートビラ市（エファテ島にある同国首都）

◆ 事業の内容：

首都ポートビラ港の国際コンテナ用の機能を拡張するため、国内貨物用埠頭を国際貨物用に転用するための栈橋の改修・拡張を中心としたコンテナターミナル開発。

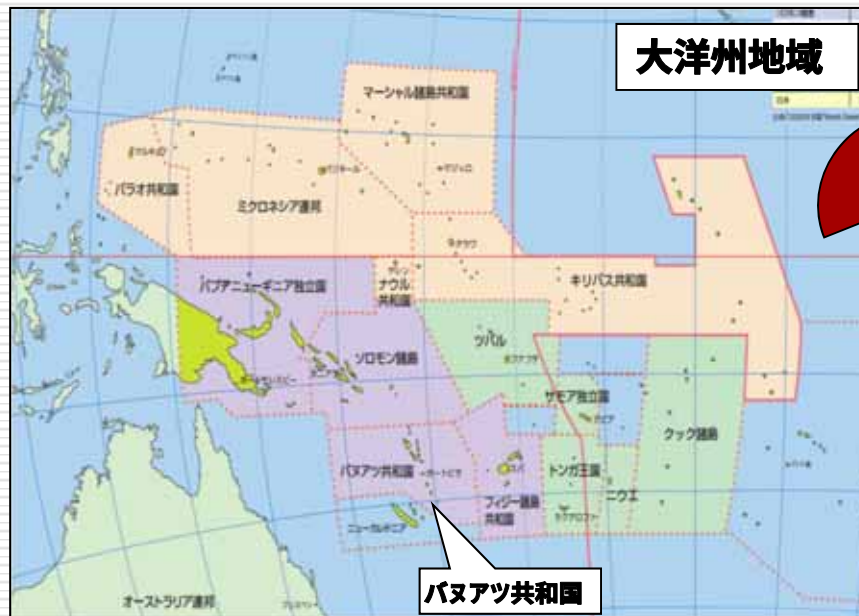
- ① 新多目的コンテナ及び貨物船全般用鋼管杭式栈橋（L:200m、B20m、D-12.3m）新設
- ② 背後地埋立（0.94ha:3.4万m³）
- ③ コンテナヤードの改善（舗装）
- ④ 浚渫（バースボックス等6.2万m³、水深12m）
- ⑤ 貨物処理及び関連作業用施設など
- ⑥ 荷役機材設置（可動式クレーン、重フォークリフトトラック、空コン用ハンドラー、貨物処理用プラントなど）

◆ 事業総額：約57.3億円（土木工事48.9億円、機材4.6億円、その他3.8億円）

【協力準備調査の概要】

◆サンゴ等生態系への詳細な影響の把握及び緩和策の検討を行うことを目的とする。

対象地域位置図



[バヌアツ共和国 基本情報]

- ①面積: 約1万4,900km²
- ②人口: 239,788人
- ③民族: メラネシア系 (93%)、その他
- ④ GNI: 6.3億米ドル (一人当たり2,620米ドル)
- ⑤主要産業: 農業 (コブラ、ココア)、観光



サイトの状況

ポートビラ市近郊



現在のスター埠頭



事業計画案



無償資金協力
サイト

有償資金協力
サイト

国内用埠頭
サイト

工程 (案) と助言依頼内容

[助言を求める範囲] 協力準備調査 (環境影響に係る追加調査) に係るスコーピング案

環境カテゴリー:A
「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる港湾セクター及び影響を受けやすい地域に該当するため。

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
環境影響に係る追加調査		スコーピング案 ■	現地調査 ■	国内解析 ■	住民協議 ■	
助言委員会		WG ▼ スコーピング案		WG ▼ ドラフトファイナルレポート	▼ 助言案	

ワーキンググループ会合: 2011年10月14日、12月16日に実施

協力準備調査報告書ドラフト (助言対処方針案)

国名: バヌアツ国

案件名: ポートビラ港国際多目的埠頭整備事業

※ページ番号、図表等は最終報告書ドラフトのものである。

No	助言委員会からの助言	助言対処方針案
【全体事項】		
1	ポートビラ湾における複数事業の EIA 結果が重複したり無駄になることのないよう、各事業準備の進捗状況も勘案しつつ、総合的に判断して各事業計画を立てるよう「バ」国政府に提言し、JICA も他ドナーとの情報交換、連携を図ること。	助言のとおり 9 章の提言に追記する。また、関連する他ドナーとの間で情報交換や連携を図っていく。 なお、すでに AusAID(豪)が作成した本事業の F/S については JICA だけではなく、国内埠頭の整備に対して支援を検討している ADB や NZAID(NZ)とも共有されており、JICA はこれらドナーとの間で密接に情報交換を行っている。今後、本調査報告書や ADB が実施する EIA 報告書について交換する予定。
2	バツマル大湾におけるインフラ工事業として、埠頭の工事計画 (当該案件、国内埠頭計画)、バツマル小湾の埋め立て計画が同時進行中である (P.3-10)。半閉鎖的な湾であることから、互いの計画が影響を与え合う可能性が残る。したがってバヌアツ国政府および各ドナーとの対話を行うことにとどまらず、今後の開発事業にも備える意味からも持続性のある湾内利用総合計画の着手を提案すること。	助言の趣旨にそって持続性のある湾内利用総合計画の策定着手を 9 章の提言に追記する。
3	ポートビラ湾の富栄養化防止のための水質管理に関する適切な管理基準を設定することが望ましいため、ADB で実施している都市開発プロジェクトにも働きかけ、あるいは連携をとること。	沿岸域の水質基準については、地質鉱物水資源局が策定に向けた検討を始めているところであるため、今後、ADB が実施している都市開発プロジェクトとの間で同局の動きについて情報共有を図り、バヌアツ政府に対しても、援助ニーズ等を確認していく。
4	埠頭の設計に際して気候変動に伴う長期的な海面上昇が及ぼす影響について検討し、言及すること。	EIA レポートによれば、ポートビラにおける海面上昇は +3.6mm/年、地殻変動による地盤沈下を差し引くと +2.7mm/年と見積もられている。単純計算すると 50 年で 135mm の上昇となるが、EIA レポートによればこの値は埠頭の設計条件の範囲内となっている点を 3.4.4 に「気候変動に伴う海面上昇が及ぼす影響」として追記する。
5	本事業エリアでの海水温データを取得するとともに、海水温がサンゴの白化現象に与える影響について言及すること。	本事業エリアでの海水温データについては本調査で取得しており、その結果を 5.2.3 に記載している。また、現地調査では白化現象は確認されなかった点は 5.1.1 (5-4P) に記載している。通常、サンゴの白化現象は水温 30℃とされているが、調査期間中の表層水温は 27~28℃であり、白化現象が発生していない旨、7.1.3 の後に追記する。
6	環境保全施策・沿岸資源管理 (P.3-4)。国家優先課題・行動計画における水産分野の訳語について。(2) の (1) と (4) では mobilization が「動員」と訳されているが、動員という訳語では様々な解釈が可能となることから、促進、推進という用語を用いること。	「住民参加を促進」という用語を用いる。
7	ジュゴンとウミガメの回遊に与える影響に関する記述 (3.3.4) は、過小評価であると思われる。数個体とはいえ両種ともに湾内への索餌回遊が見られるため、海上交通の増大による両種への	ジュゴンとウミガメについて、後に工事中、供用後におけるモニタリング計画の対象種に含めることとし、8.1.3 に記載する。

	影響が考えられる。工事中、供用後において両種はモニタリングの対象種とすること。	
8	大湾全体を対象としたサンゴ礁のトランセクト調査 (5.1.2 (2) 方法) で“ 代表的な9地点を選んだ ”とあるが、サンゴ礁の分布を考慮し環境地理的に等分となるような地点を選定した旨を明記すること。	環境地理的配分 (湾奥：イリリキ島—スター埠頭間 (S1T4、S3T1、S3T2、S3T3)、中間：イフィラ島付近 (S2T1、S2T3)、湾口：バツマル湾口 (S4T2、S4T3、S4T4)) からそれぞれを代表的な地点として選定した旨を 5.1.2 に追記する。
【スコーピング案】		
9	「景観」の項で、供用後は道路にもはみ出したコンテナの蔵置が解決され、景観が改善されるとあるが、あわせて埠頭の延長と埋立による景観の変化についても言及すること。	埠頭の延長と埋立てによって部分的に陸地を数十m～百m程度沖に拡張することとなるが、地形的な特徴から、景観が大きく変化することはない旨、追記する。
10	日常生活への影響で、物価の低下、埠頭近辺の交通事情の改善を予測しているが、その根拠を示すこと。	本事業による経済効果の分析の中で、貨物船の沖待ち時間の短縮や貨物の取り扱い効率の大幅な改善、その他輸出入コストの縮減による物価への好影響などが経済便益として予測されている。 一方、埠頭近辺の交通事情であるが、現在はメイン埠頭に下されたコンテナは一旦、スター埠頭に運搬されて蔵置され、また、メイン埠頭に戻して検査が行われるなど不効率なオペレーションが行われている。スター埠頭の整備により、このような複雑なオペレーションが不要となる。これらの点を追記する。
11	沿岸環境への影響を具体例を挙げて記述すること。	サンゴ礁の消滅、流れの変化、濁りの拡散やシルトの堆積について追記する。
12	対象地における60本の樹木は移設されることになるため、現在それらを利用している IPDS 社の社員である港湾労働者への影響が予想される。そのことを明記すること。	移設される樹木を薬用や食用として利用している人々への影響が予想されるが、彼らは全員、IPDS 社の社員である港湾労働者であり、生計に支障はない旨、追記する。
13	動植物相・生態系。野鳥やコウモリに与える影響を見積もること。	エファテ島には IUCN のレッドリストで VU とされている2種のコウモリが生息し、森林・果樹園で採食する。また、陸生・海岸生の鳥類も固有種2種を含む4種 (VU3種, NT1種) が生息しているが、海岸生の種はマングローブ・河口に生息する。これら森林、果樹園、マングローブ、河口は事業地周辺にはなく、影響は少ないことを追記する。
14	水質汚染。陸域での諸活動の活性化は間接的ではなく直接的な効果である。そのことを明記し工事中の影響評価はB-とすること。	港湾整備が陸域での諸活動の活性化に寄与する旨、記述を訂正する。また、工事中の評価点はB-に訂正する。
【環境配慮】 (汚染対策、自然環境等)		
15	埠頭からの排水に関して、雨水やコンテナ洗浄水に対してはトラップを設置すること。また、事務所等埠頭での諸処の活動に伴う排水については ADB で行われている水管理計画と連携を図り、湾内の富栄養化防止を図るために適切な排水処理方法とすること。	埠頭からの雨水やコンテナ洗浄水などの排水に対してはトラップを設置する設計となっている。また、生活等の雑排水については、隣接する現国際埠頭に対する無償資金協力事業で導入した日本の基準にも合致した、より環境負荷の少ない浄化槽の導入を想定している。その旨、表4.2-3に追記する。
16	浚渫方法により異なる汚濁防止膜を設定する理由および汚濁防止の実績を記述すること。	浚渫方法により異なる汚濁防止膜を設置する理由を追記する。また、汚濁防止の実績について、汚濁防止膜の設置により、サンゴ礁に与える影響をどの程度軽減できているかという公表事例はないが、国土交通省港湾局がまとめた「港湾工事における濁り影響予測の手引き」によると、設置による濁りの軽減割合は、40～80%の除去効果となっていること、また、日本国内の海域工事においては、汚濁防止膜設置により周辺海域に与える影響を軽減する方法は一般的に用いられていること、を7.2.2に追記する。

【モニタリング】		
17	被度の高い場所、多様性指数の高い場所（P5-7）をモニタリングの対象とした、ということを明記しておくこと。	被度の高い場所、多様性指数の高い場所（P5-7）をモニタリングの対象とした旨を 5.1.1 に明記する。
18	サンゴ礁のモニタリング地点の選定（P.8-19）はmost important coral areasを含め、工事区域に近い Most Important Coral Area のスポット調査を継続するなど、再考すること。	サンゴ礁のモニタリング地点として most important coral areasを含め、工事区域に近い Most Important Coral Area のスポット調査を継続することを 8.2.4 のモニタリング計画に追加する。
19	「バ」国のモニタリングキャパシティーに関して、「人を育てる」方向での協力を検討すること。	本事業の中で、水質モニタリングを担当する地質鉱物水資源局を対象に、技術的な研修を行うことを計画している。また、現在実施中の技術協力プロジェクトにより、水産局の沿岸資源に対するモニタリング能力の向上を図っている。今後もモニタリングの実施に必要な協力を検討する。
20	本事業により直接影響を受けることが予測されるサンゴ礁、ならびに、移植されていくサンゴを継続してモニタリングしていくことは事業の範囲である。一方、報告書で提案されている湾全体におけるサンゴ礁のモニタリングは、直接的には本事業のスコープ外という考えもなりたつ。よって、事業が与える影響が湾の持続的利用に対してどのように位置づけられるかということを先ず分析したうえで、湾全体におけるサンゴ礁のモニタリングを実施することの妥当性について記述すること。併せて、ドナー同士の継続的な対話の必然性、モニタリングを行う際に求められる人材の育成と当該組織を強化することの必要性について明確に記述しておくこと。	湾の持続的な利用に対する本事業の負の影響は、適切な緩和策や環境管理が実施されることで、大きく低減されると考える。ただし、湾内の他の地域への影響が発生していないことを確認するため、湾全体を対象にモニタリングを実施する旨、8.2.4 に明記する。また、ドナー同士の継続的な対話の必然性や人材の育成と当該組織を強化することの必要性についても 9 章の提言の中で明記する。
21	湾内のモニタリングについては前浜プロジェクト（フェーズ 2）との協働を積極的に構築すること。	前浜プロジェクト（フェーズ 2）を通じて水産局の沿岸資源のモニタリングに対する能力の向上を図る。
【ステークホルダー協議・情報公開】		
22	ポートビラ湾内においては複数の開発主体による開発事業が行われているため、「バ」国政府はそれぞれに関わる利害関係者が環境社会配慮に関する情報を共有し、相互に及ぼしあう影響が考慮されたうえでステークホルダー協議が実施されるよう配慮すること。また JICA はそのように働きかけること。	「バ」国政府に対し、それぞれの開発事業に関わる利害関係者が環境社会配慮に関する情報を共有し、相互に及ぼしあう影響が考慮されたうえでステークホルダー協議が実施されるよう配慮するよう働きかける。
23	環境影響、緩和策に関する主な意見と回答（P5-94）の記述を充実させること。その際、ステークホルダー協議がどのような雰囲気で行われ、計画策定にはどのような教訓があったか。それらを含めた記述とすること。	環境影響や緩和策に関して出された意見や質問と回答及びステークホルダー協議の実施の様子について記述を充実させる。また、計画策定にあたっての教訓として、海流調査の実施や自然災害の影響への配慮等の指摘があった点について記述する。
【提言及びポートビラ大湾の持続的利用について】		
24	提言 9.1 について、全国的視野に立ったサンゴ保全計画を策定し、その中で本事業地域において必要な保全策を検討し、本事業におけるモニタリング（実施及び技術蓄積）等が有効に活用されるよう、提言すること。サンゴ増殖については保全策の一例と位置づけること。	助言のとおり、9.1 に提言を追記する。また、サンゴ増殖については、実施するために必要な人材やコストも含めて記載し、保全策の一例として位置づける。

25	観光政策、インフラ整備計画に環境保全と自然資源の持続的利用を反映させるためには、十分な体制を構築することが望まれる（P3-21）、とのことであるが、そのための具体的な提案内容を付加しておくこと。	3.5 の中の提言に係る箇所については9 章の提言に含めることとし、その具体的な内容として、9.2 章で提言しているコミティの設置や、助言にある環境保護保全局の強化をはじめ水産局、水資源局など環境保全や環境モニタリングを管轄する部局のさらなる強化、人材の育成が求められる、という構成とする。
26	P9-1.9.2 湾の持続的利用に向けた枠組みの形成。環境保護保全局の人材、組織の現状とその強化についても記述すること。	湾の持続的利用に向けた枠組みにおいては環境保護保全局が中心となることが望ましいこと、しかしスタッフ数は全体で十数名と必ずしも十分な人材や組織となっていないこと、今後強化されていくことが期待されること、ただし他の関連機関の協力も不可欠であること、について9.2 に追記する。
27	ポートビラ湾の環境保全と持続的利用のためのコミティの設立（9 章9.2）を提言する根拠ならびにコミティ運営上の留意点についても記述すること。	コミティは、将来的には湾の環境保全や開発に関する意思決定機能を備えていくことが望ましいと考えられるが、当面は科学的データを共有する場としての開始を提案している。運営にあたっては環境保護保全局が中心となることが望ましい。これらの点を追記する。
28	提言 9.3 の戦略的環境影響評価の実施におけるポイントとして、開発計画、自然環境保全計画、分散化を含めた観光開発計画を、全国レベル、島レベルと段階的に策定する必要性を含めること。	提言 9.3 の戦略的環境影響評価の実施におけるポイントとして、開発計画、自然環境保全計画、分散化を含めた観光開発計画を、全国レベル、島レベルと段階的に策定することの必要性を追記する。
29	9 章の提言は円借款事業計画外の、JICA 調査団から「バ」国への提言であることを明記すること。	9 章の提言は円借款事業計画外の、JICA 調査団から「バ」国への提言であることを明記する。
【その他】		
30	工事地域の海岸線（P8-4、図2）は現状を反映したものに差し替えること。見出せないようであれば報告書には載せないで衛星写真をもって代用すること。	P8-4、図2 について、現状を反映したものに差し替える。
31	湾の持続的な利用を効果的に促進するためには、個々の事業ごとの固有影響にとらわれない共通の計画とモニタリングを含んだプラットフォームの形成が必要である。そのことに言及すること。環境保全と湾の利用を両立させる計画（上位計画）に基づいたインフラ整備計画（下部計画）がそろそろ必要なのではないか。	湾の持続的な利用を効果的に促進するためには、個々の事業ごとの固有影響にとらわれない共通の計画とモニタリングを含んだプラットフォームの形成が必要であること、環境保全と湾の利用を両立させる計画（上位計画）に基づいたインフラ整備計画（下部計画）が必要であること、を9 章の提言に追記する。

バヌアツ国「ポートビラ港国際多目的埠頭整備事業」の環境レビュー方針（環境社会配慮助言委員会資料）

■確認済事項

案件概要	適用される環境ガイドライン	想定されるカテゴリ分類、分類根拠	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
【事業目的】 本事業は、首都ポートビラ港の国際コンテナ用としての棧橋及びヤードの改修・拡張を中心としたコンテナターミナル開発を行うものであり、貨物の輸出入に係る物流改善により同国の経済開発に寄与するものである。 【事業概要】 1)コンテナ及び貨物船用棧橋（L:200m、B20m、D-12.3m）新設、コンテナヤードの改善（舗装） 2) コンサルティング・サービス（詳細設計、施工監理等）	国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）	カテゴリA	【許認可】 本事業に係る環境影響評価（EIA）報告書は2010年8月27日に、バヌアツ国環境局（Vanuatu Environmental Unit）の上部機関である土地・地質・鉱山・エネルギー・地方給水省により承認を受けている。 【代替案】 事業計画策定において、港湾開発の候補地の代替案として、ポートビラ湾内（5案）、エファテ島内（3案）を示した。自然環境、社会への影響等の環境社会配慮面での影響、経済性等の比較検討がなされた。その上でスター埠頭を候補地として決定した。 【住民協議】 ポートビラ市内において、2009年12月及び2010年2月にEIAのプロセスとして、実施機関、政府省庁、地元自治体、援助機関によるステークホルダー協議を実施した。また、2011年10月及び12月に上記ステークホルダーに加え、対象地周辺の住民、地元部族長、海運業者、ホテル・観光業者、NGO等のステークホルダーと住民協議を行った。その結果、本事業への大きな反対は確認されなかった。 【モニタリング】 事業では、環境管理・モニタリング計画に基づき、実施機関がサンゴなどの海洋生物、海水の水質等についてモニタリングする。 【情報公開】 環境社会配慮文書（EIA、承認文書、環境関連許認可文書）を2010年12月にJICAウェブサイト上で公開済み。また、バヌアツ側は、2011年10月に新聞広告上で、EIAの公開について通知済。	【大気質】 工事中は粉じん防止水タンクの用意や工事用車両の使用制限等、供用後はコンテナヤードの舗装により粉じんの発生を最小限に抑制する。また、フォークリフト等の増加についてはオペレーションの効率化を図る。 【騒音・振動】 事業地周辺に住宅地は存在しないが、日中に限定した工事時間帯を設定し、工事中の影響を最小化する。 【水質】 ポートビラ湾内の海水に関し、埠頭で発生する汚染物については、改善型浄化槽や排水トラップの設置、適正な廃棄物管理等を実施し、船舶から発生する汚染物（油濁、マリンペスト、廃棄物、バラスト水等）については、MARPOL条約等に係る国内法の整備・規制の強化等により水質汚濁を最小限にとどめる。また、無人観測ブイによる水質の長期モニタリングを実施する。 【土壌汚染】 工事中の有害物質及び固形廃棄物の封印・除去、工事労働者キャンプへのトイレ設置等により土壌汚染の影響を最小限に抑える。また、供用時には、本事業によりコンテナヤードを舗装し、かつ改善型浄化槽などの設置により土壌汚染に対する影響は現状より改善される。 【廃棄物】 既存埠頭等の撤去等工事に伴う廃棄物や供用後の埠頭で発生する廃棄物については既存の高温度焼却炉の利用や労働者への指導を通じて適正管理を行う。また、船舶で発生する廃棄物については、MARPOL条約に係る国内法の整備・規制の強化、船員への指導等を行う。	【保護区】 事業対象地は保護区には指定されていない。 【海洋生態系】 事業対象地の一部にサンゴ礁（31種）が確認されているが、近隣への移植・移設により保全を図る。また埋立等の影響により湾内の海流の流動変化が予想されるが、それによるサンゴ類等への影響の程度は小さいと予測された。また、工事によるシルトの拡散については、近隣のサンゴ生息域に及ばない工法（ポンプ浚渫及び汚濁防止膜の二重展張）を採用することで影響を緩和する。船舶の増加によるサンゴ及びジュゴンやウミガメへの影響については、工事中及び供用後に湾内全体を対象にモニタリングを行っていく。 【地形・地質、水文】 本事業実施に伴う埋立及び浚渫によるポートビラ湾内の流動変化は局所的に予測されたが、現況の流れを大きく変える状況は予測されなかった。	【用地取得】 本事業の対象地計約5haの用地はすでに取得されており、特段問題は発生していない。 【住民移転】 住民移転は発生しない。 【生活・生計】 工事期間中は工事に従事する労働者の雇用を通じて、さらに供与後は地元のコミュニティ（部族）による港湾事業の経営の安定化を通じて同コミュニティに属する住民の収入向上につながる。また、本事業を通じた観光や建設業を中心とした産業の振興が図られることにより、貧困削減に貢献する。 【文化遺産・景観】 事業対象地にはいくつかの地元部族の聖地などが存在するが、同部族は本事業の実施に同意している。景観についても、埠頭及びその周辺は事業実施により整備されることでむしろ改善する。 【少数民族・先住民族】 周辺地域に先住民族及び少数民族のコミュニティは存在しない（地元の部族自身が事業実施者の一部となっている）。

■環境レビュー方針

	全般的事項	公害関連	自然環境	社会環境
	1) モニタリング 以下について再確認する。 ①工事中及び供用後のモニタリングの項目（サンゴ礁、水質）と頻度 ②本機構へのモニタリング結果の報告体制(実施機関、報告頻度、方法) ③環境モニタリングの計画内容（①、及びモニタリングサイト、各モニタリングの実施機関等） ④モニタリングを行う際に求められる環境保護保全局を含めた人材の育成と当該組織を強化についての具体的な計画と支援ニーズ 2) 情報公開 ①バ国での情報公開の進捗状況について確認する。 ②モニタリング結果の現地での公開について確認し、バ国で一般に公開されているモニタリング結果はJICAウェブサイト上でも公開することについて実施機関と合意する必要がある。 3) その他 ①以下についてバヌアツ政府に提言する。 ・インフラ整備計画、観光開発計画と自然環境保全計画の全国レベルからの段階的な策定と、これらの計画が融合された上位計画に基づくポートビラ湾周辺のインフラ整備計画の策定 ・ポートビラ湾の持続性のある湾内利用総合計画の策定や、事業間の影響を考慮したステークホルダー協議の実施、そのための共通の環境管理計画とモニタリングを含んだプラットフォームの形成 ②ADBなどのドナーとの間で、ポートビラ湾内の持続的な利用の促進に向けた湾内の水質管理等に係る連携に向けた協議を行う。	1) 水質汚濁、廃棄物管理 事用船舶や供用後に寄港する船舶から発生する汚染物への対策としてのMARPOL条約等に係る国内法の整備について、今後の予定や具体的なプロセスについてバヌアツ側に確認する。	1)サンゴ礁のモニタリング計画の見直し（スポット調査の継続）についてバヌアツ側に確認する。	

JICA 環境社会配慮の環境レビュー段階における 助言委員会 WG 会合の実施について

1. 環境レビュー段階のワーキンググループ開催の基準 (JICA が助言を求めない場合)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010 年 4 月公布)では、助言委員会は、カテゴリ A 案件について、協力準備調査において環境社会配慮面の助言を行うが、環境レビュー段階では必要に応じて助言を行うこととなっている(別添 1)。

また、助言委員会の運用目安基準では、JICA は、(全体会合において)、助言委員に対して、「環境社会配慮文書等の状況」(及び、①「環境レビュー方針」、②「報告書ドラフトに対する助言の対応方針」)を報告し¹、助言委員が、更に「環境レビューで確認すべき事項」があると考えられる場合には、ワーキンググループ(WG)を開催し、助言案を作成することになっている。

したがって、委員会は、JICA の報告する「環境レビュー方針」を基に、「環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されるか」、どうかを確認する。仮に、これまでのスコアリング案、報告書ドラフトに対する助言²だけでは、右方針が十分でなく、更に助言の必要があると委員会が判断する場合には、WG を開催し、助言を作成することになると考えられる。

2. 環境レビュー段階の全体会合及び WG

環境レビュー段階の全体会合、及び WG 開催の手順は別添 2 のとおり。
JICA が助言を求めない場合の手順は以下のとおり。

(1) JICA の報告

全体会合において、JICA は、①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告³。

(2) 助言委員会の決定

上記 JICA の報告を受けて、本全体会合において、助言委員会は、WG を開催するかどうかを決定する。

1) WG を開催しない(助言なし。)

助言委員から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。

2) WG を開催しない(助言を全体会合で確定。)

助言委員から、助言が出され、この全体会合で確定できる場合。

3) WG を開催する(助言案を WG で作成。)

助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(右委員は、7 日以内に助言提示。)

以上

¹ 協力準備調査を実施した場合。

² 協力準備調査を実施した場合。

³ 協力準備調査を実施した場合。協力準備調査を行っていない場合は、①「案件概要」、②「環境レビュー方針」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。

助言委員会の運用目安における環境レビュー段階の記載

2. 委員会の業務 2-1)環境レビュー段階	
①協力準備調査を実施した案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書(EIA、RAP 等)等の状況に関する報告を行い、WG は助言案を作成し委員会に報告する。
	(b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等の状況に関する報告を行う。環境レビューで確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。
②協力準備調査を実施していない案件の場合	(a) JICA が環境レビューで確認すべき事項について助言を求める場合には、WG に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行い、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。
	(b) (a)以外の場合は、JICA は委員会に対して環境社会配慮文書等に関する報告を行う。環境レビューにおいて確認すべき事項について助言の必要があると考える委員は、委員会の場でその旨を述べるとともに、7 日以内に事務局に対して、必要と考える助言内容を連絡する。これを受けて、WG は助言案を作成し、委員会に報告する。

環境レビュー段階の全体会合及び WG 開催の手順

		(1)全体会合		(2)ワーキンググループ(WG)
		JICA の報告	全体会合での議論	配布資料
①協力準備調査を実施	(7) 助言を求める場合	①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
	(1) 助言を求めない場合	①「環境レビュー方針」(環境社会配慮文書等の状況を含む。)、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。 1) WG を開催しない(助言なし): 助言委員会から、助言がない、あるいは、「助言が必要」という提示がない場合。 2) WG を開催しない(助言を全体会合で確定): 助言委員会から、助言が出され、この全体会合で助言を確定できる場合。 3) WG を開催する(助言案を WG で作成): 助言委員から、助言が必要な旨、提示された場合(7 日以内に助言を提示)。	[WG 開催が決まった場合] ①「環境レビュー方針」、②「ドラフトファイナルへの助言の対応表」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP、協力準備調査レポート)」
②協力準備調査を未実施	(7) 助言を求める場合	・①「案件概要」、②「環境レビュー方針の概要」を報告。		・①「環境レビュー方針」、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」
	(1) 助言を求めない場合	・①「案件概要」、②「環境レビュー方針」、③「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」を報告。	・WG を開催するかどうかを決定。 上記①(1)と同様。	[WG 開催が決まった場合] ①「環境レビュー方針」、②「環境社会配慮文書(EIA、RAP)」